

令和8年熊本地震にかかる 被災事業者への支援について

経済産業省

被災事業者への支援の概要

熊本県事業名（自治体連携型補助金）

- 熊本県による被災中小企業等の復旧について、繰り返す大規模災害による重複被災が生じたことを踏まえた特例として、自治体連携型補助金における**補助対象事業者の範囲**や**複数回被災された方々への支援**の在り方を柔軟化し、「なりわい再建支援補助金」並みの**高い補助率（3/4）**での支援を実施。

- 補助対象者 : 被災した**中堅企業※**・中小企業・小規模事業者（熊本県内全域） **※資本金10億円未満**
- 補助対象経費 : 施設・設備の修繕費用、施設の建替・設備の入替費用
※事業用の施設・設備の復旧支援を通じた地域経済の復旧復興を目的としているため、在庫は対象外
- 事業者への補助率 : 最大3/4（**複数回被災事業者は5億円まで10/10定額補助**）
- 事業者への補助上限額 : **複数回被災事業者:15億円、その他:3億円**

小規模事業者持続化補助金（災害支援枠）

- 被災小規模事業者等を対象に、事業再建費用の支援が可能。
- **複数回被災のため局激の令和8年熊本地震にも措置。**

補助上限：200万円（直接被害）、100万円（間接被害）

補助率：2/3、10/10（複数回被災事業者）

※持続化補助金（通常枠）は上限50万円、補助率2/3。主な事業目的は販路開拓であり、設備の復旧では利用できない。災害支援枠は拡充

災害復旧貸付（日本政策金融公庫）

- 熊本県内全域で「災害復旧貸付」が利用可能。
- **局激指定市町村**では、1,000万円まで通常の金利から0.9%引き下げた利率を適用。

災害復旧貸付（県内全域）

- 対象者：被災した中小企業・小規模事業者（熊本県内全域）
- 貸付限度：1.5億円（中小）、3千万（国民）
- 貸付期間：10年以内（うち据置3年以内）等

災害復旧貸付の災害利率の適用（局激の指定地域）

災害復旧貸付において、1,000万円までは通常の災害金利から0.9%引き下げた利率を適用。

商店街災害復旧事業/商店街にぎわい創出事業

- 商店街等組織の設備復旧への支援やにぎわいを取り戻すための事業への支援が可能。

商店街災害復旧事業：補助上限なし、事業者への補助率1/2（国1/3、県1/6）

商店街にぎわい創出事業：1事業に対し、補助上限100万円、補助率：10/10（直接被害）又は2/3（間接被害）

中小企業活性化協議会等

- 協議会を通じた債権調整支援の実施及び債権買取に向けた**官民ファンド等の検討**。

信用保証（信用保証協会）

- 災害救助法適用地域で、通常の保証限度額とは別枠で100%を保証する「セーフティネット保証4号」が利用可能。
- 局激指定市町村では、さらに別枠で「災害関係保証」が利用可能。

セーフティネット保証4号（災救法適用地域）

通常の保証限度額とは別枠で100%保証。

- 対象者：被災した中小企業・小規模事業者
- 保証枠：上限2.8億円（一般枠とは別枠）
- 保証割合：100%保証

災害関係保証（局激の指定地域）

「セーフティネット保証4号」の別枠とは更に別枠で100%保証。

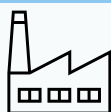
機械・設備の復旧

熊本県事業名（自治体連携型補助金）

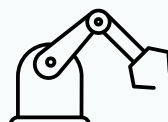
- ✓対象：熊本県内全域の被災した中堅企業・中小企業・小規模事業者が対象
- ✓補助率：中小企業・小規模事業者 3/4
中堅企業 1/2
- ✓上限額：3億円 複数回被災事業者は、上限15億円（5億円まで10/10補助）

補助対象経費の例

※詳細は下記お問い合わせ先にご連絡ください。



事業用施設（店舗、事務所、工場、倉庫等）を復旧するための修繕費または建替費



事業用設備（機械装置、工具等）、車両を復旧するための修繕費または入替費（購入）



対象外となるもの：住宅用建物（アパート・マンション等の賃貸物件）、テーブル・椅子等の備品、商品、在庫などの汎用性があり、目的外使用になり得るものなど。

補助金交付までの流れ



お問い合わせ先：熊本県商工振興金融課 096-333-2338

商工会地区HP



商工会議所地区HP

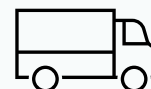


小規模事業者持続化補助金（災害支援枠）

- ✓対象：熊本県内全域の被災した小規模事業者が対象
- ✓補助率：2/3
（複数回被災事業者は10/10補助）
- ✓上限額：200万円（直接被害）
100万円（間接被害）

補助対象経費の例

※詳細は下記お問い合わせ先にご連絡ください。

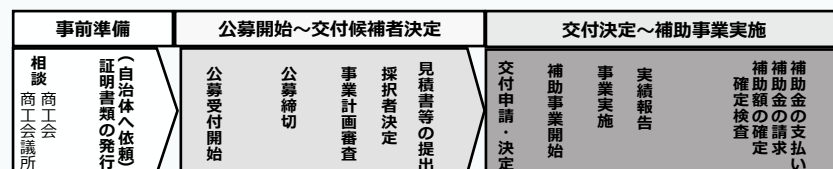


機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出店費、旅費、新商品開発費、借料、設備処分費、委託・外注費、車両購入費、施設・設備の修繕費など

【活用事例】

- 被災により破損したカウンターショーケースを買い替えるとともに、雨漏りではがれたクロス張替えや、新しいデザインの看板を設置することにより、営業再開と同時に集客の回復を図った。
- 新たな取引先を獲得するため展示館へ出展。加えて、新商品開発を行い、チラシを用いて宣伝することで、販路開拓につながり現象した売上が回復。

補助金交付までの流れ



お問い合わせ先：最寄りの商工会・商工会議所

資金繰り支援

災害復旧貸付（日本政策金融公庫）

- ✓対象：熊本県内全域の被災した
中小企業・小規模事業者が対象
- ✓限度額：国民生活事業 各制度の限度額に上乗せ3,000万円
中小企業事業 別枠1.5億円
- ✓貸付期間：運転資金10年以内（うち据置3年以内）
設備資金20年以内（うち据置3年以内）

特例

熊本県八代市、宇城市、上益城郡御船町及び嘉島町並びに八代郡氷川町の区域内に事業所を有し、市町村長等から事業所または主要な事業用資産に係る被害を受けた旨の証明を受けた中小企業・小規模事業者は、貸付後3年間、1千万円まで、災害金利から0.9%の金利引下げを実施。

お問い合わせ先：最寄りの日本政策金融公庫

特別相談窓口

- ✓対象：熊本県内全域の被災した
中小企業・小規模事業者が対象

熊本県の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、よろず支援拠点及び中小企業活性化協議会等に設置。

窓口一覧



信用保証（信用保証協会）

- セーフティネット保証4号
- ✓保証限度額：2.8億円
（普通保証2億円、無担保保証8,000万円）
- ✓保証料率：保証協会所定
- ✓資金使途：経営の安定に必要な資金

本制度の対象者

- ・最近1か月の売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月に比して20%以上減少かつ
- ・その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれる場合

- 災害関係保証
- ✓保証限度額：2.8億円
（普通保証2億円、無担保保証8,000万円）
- ✓保証料率：保証協会所定
- ✓資金使途：事業の再建に必要な資金

本制度の対象者 熊本県八代市、宇城市、上益城郡御船町及び嘉島町並びに八代郡氷川町の区域内に事業所を有する者。

お問い合わせ先：最寄りの信用保証協会